

第1回 新発田市水道事業審議会

日時:平成30年7月6日(金) 13時30分～

場所:新発田市役所 503会議室

内容:1 水道事業経営の原則

:2 新発田市水道料金制度における現状と課題

:3 新発田市水道料金改定の必要性について

1 水道事業経営の原則

- ・水道事業の目的
- ・水道事業経営の基本原則

水道事業の目的

水道法第1条

水道事業は、**清浄にして豊富低廉な水の供給**を図り、もって**公衆衛生の向上と生活環境の改善**とに寄与することを目的とする「地方公営企業」*である。

※は、別添資料№1「用語の説明」において詳しく説明がある用語を表します。

水道事業経営の基本原則

地方公営企業法第3条

地方公営企業は、常に**企業の経済性を発揮**するとともに、その本来の目的である**公共の福祉を増進**するように運営されなければならない。

独立採算制[※]の原則

地方公営企業法第17条の2第2項

一般会計等において負担すべきとされる経費以外の経費は、地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

水道事業では、主に給水収益[※]（水道料金収入）

経費負担の原則（独立採算の例外）

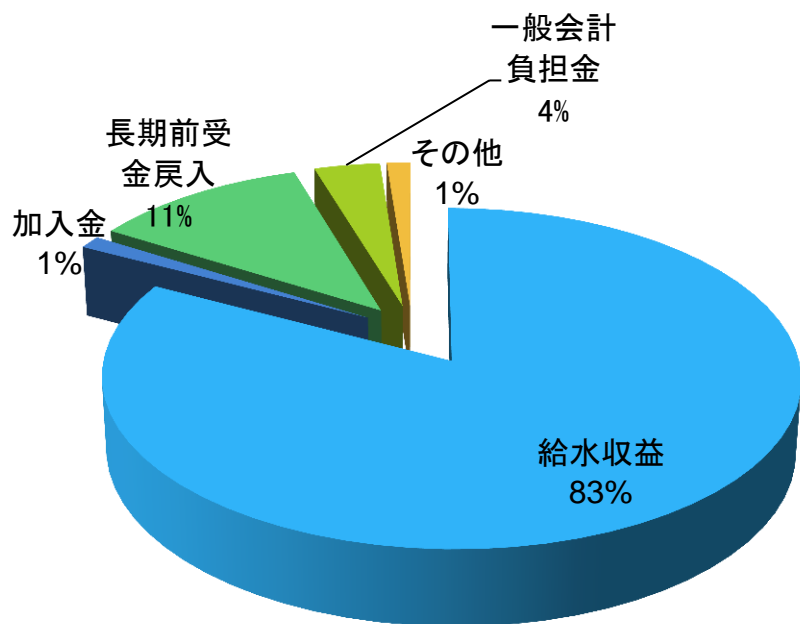
| 行政経費 | 不採算経費 |
|---------------------------------|---|
| 地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費 | 能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費 |
| 例：消火栓設置費 消防のための消火栓に要する経費 | 例：山間地、離島等に設置された病院事業など |

◎その他、一般会計等からの支出については、補助、出資、貸付がある。

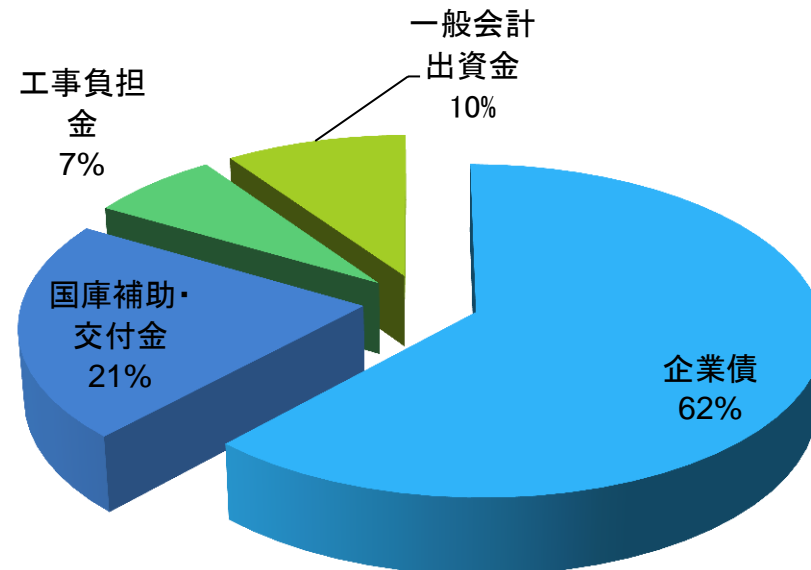
例：配水池耐震化工事費の1/4程度の額
旧簡易水道事業の借入に係る元利償還金など

平成29年度収入における一般会計負担構成比

収益的収入



資本的収入



水道料金の決定原則

水道法第14条第2項

- 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

地方公営企業法第21条第2項

水道料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道事業経営の原則

経営の基本原則

- 経営にあたっては、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」(地方公営企業法第3条)という基本原則がある。

独立採算の原則

- 水道事業は、お客様からいただく水道料金収入によって、必要な経費を賄わなければならない独立採算制を基本として経営されている。
- 原則として、税金は使われていない。

経費負担の原則

- 企業運営に要する経費のうち、その性質上企業経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費は税金で賄う。
- 例えば、消防に使用する消火栓設置や耐震化工事費の一部などは一般会計が負担する。

水道料金の決定原則

- 公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、健全な運営を確保することができるものでなければならない。